平成２４年（フ）第１１０号
宮城県大崎市岩出山字上川原北179番地　岩出山上川原住宅７号棟５号
債務者　茂泉　早苗
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
秋田市茨島７丁目２番20号
債務者　佐藤　俊介
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０９号
秋田県南秋田郡井川町今戸字カチ田233番地２
債務者　鈴木美加子（旧姓若狭）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１６号
秋田県潟上市昭和大久保字北野細谷道添29番地４
債務者　渡辺　　東
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９号
福島市笹木野字大金谷60番地の１　ベルコーポ吾妻Ｅ101、従前の住所福島市天神町16番21号　天神アパート１号
債務者　奥村　　勲
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第３５６号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚1423番地の４
債務者　糸井　信一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５６号
茨城県神栖市大野原７丁目１番32号
債務者　三浦　　衛
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第５７号
茨城県神栖市神栖１丁目８番13号大塚荘12号
債務者　三浦　久雄
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１６９号
茨城県古河市東牛谷1159番地15
債務者　森　　聖太
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１９７号
茨城県桜川市真壁町椎尾1793番地30　県営真壁アパート３号棟304
債務者　小野　美香
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２０３号
茨城県常総市豊岡町乙1387番地25
債務者　小川　節子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７８４号
千葉市緑区大膳野町４番地475
債務者　和泉　　諒
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８０３号
千葉市花見川区武石町１丁目2173番地１
債務者　八木　俊輔
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８２５号
千葉県船橋市薬円台６丁目21番21―201号
債務者　島津　耕二
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８３４号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目19番27号　チェリータウンＢ棟101号
債務者　石川　成美
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４７号
千葉県市川市福栄１丁目13番22―501号　ウェルフェアグリーン福栄
債務者　野原　幸恵
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８５５号
千葉県市川市塩焼３丁目８番６号第二マルマン荘102　金井様方、住民票上の住所千葉市稲毛区山王町287番地１ライオンズマンション千葉山王107号
債務者　福江　直人
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８６７号
千葉市花見川区西小中台２番16棟43号
債務者　叶屋　敬子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係